

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

平成30年12月定例会

	議案の 件名	議案第69号 交野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ <input type="checkbox"/> ）
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉		
公職選挙法第142条第11項の規定に基づき、交野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関し、必要な事項を条例において定める。		他市においても同様の条例改正済又は予定。		
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）		
		総事業費	国庫支出金	府支出金
				市債
				その他
				一般財源
				申請額による金額
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉		
公職選挙法の一部改正に伴い、交野市議会議員の選挙において、候補者が選挙運動のために使用するビラ（上限4,000枚、2種類以内）を無料（公費）で作成することができることとするため、条例の一部を改正するもの。		条例改正により、市議会の議員の選挙において、当該候補者からの公費負担申請に応じて、30,040円/人（7円51銭×4,000枚）を上限として、支出することとなる。		
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉		
平成29年6月21日、第193回国会において成立をみた公職選挙法一部を改正する法律が公布。 平成30年7月25日、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布。		“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）	19 困ったとき何でも気軽に相談できるところがある 76 市民も事業者も市の職員も、みんなで楽しく汗をかいている	
〈市民参加の状況〉		○その他の計画（該当する場合のみ）		
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画名称		
		策定年度		
		計画期間		
		〈政策等の実施時期〉		平成31年3月1日
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）
		行政委員会事務局	—	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無（新旧対照表）

交野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の
公営に関する条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

公職選挙法の一部改正に伴い、本市の議会の議員の選挙において、候補者が選挙運動のために使用するビラを無料（公費）で作成することができることとするため、条例の一部を改正するもの。

2. 条例一部改正案の内容

本市の議会の議員の選挙において、選挙権を有する者が候補者の政策等を知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動用ビラ（4,000枚を上限、2種類以内）の作成について、30,040円/人（7円51銭×4,000枚）を上限として、無料（公費）とすることができるよう、条例の題名等の改正を行う。

3. 施行日

平成31年3月1日

議案第69号【参考資料】

交野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（案）新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第11項の規定に基づき、<u>交野市議会議員及び交野市長の選挙における同条第1項第6号のビラ</u>（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（選挙運動用ビラの作成の公費負担）</p> <p>第2条 <u>交野市議会議員及び交野市長の選挙における候補者</u>（以下「候補者」という。）は、作成単価7円51銭に<u>選挙の区分に応じて法第142条第1項第6号に定める選挙運動用ビラの枚数を乗じて得られた金額を限度として選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項及び第2項の規定により交野市に帰属する場合はこの限りでない。</u></p> <p>（選挙運動用ビラの作成の公費負担の支払手続）</p> <p>第4条 交野市は、前条の規定による届出をした候補者が、同条の契約に基づき当該契約の相手方である作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51</p>	<p style="text-align: center;"><u>交野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第11項の規定に基づき、<u>交野市長の選挙における同条第1項第6号のビラ</u>（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（選挙運動用ビラの作成の公費負担）</p> <p>第2条 <u>交野市長の選挙における候補者</u>（以下「候補者」という。）は、作成単価7円51銭に<u>法第142条第1項第6号に定める選挙運動用ビラの枚数を乗じて得られた金額を限度として選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項及び第2項の規定により交野市に帰属する場合はこの限りでない。</u></p> <p>（選挙運動用ビラの作成の公費負担の支払手続）</p> <p>第4条 交野市は、前条の規定による届出をした候補者が、同条の契約に基づき当該契約の相手方である作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51</p>

新	旧
<p>銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて選挙の区分に応じ、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、当該作成業者からの請求に基づき、当該作成業者に対して支払う。</p>	<p>銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて_____法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、当該作成業者からの請求に基づき、当該作成業者に対して支払う。</p>